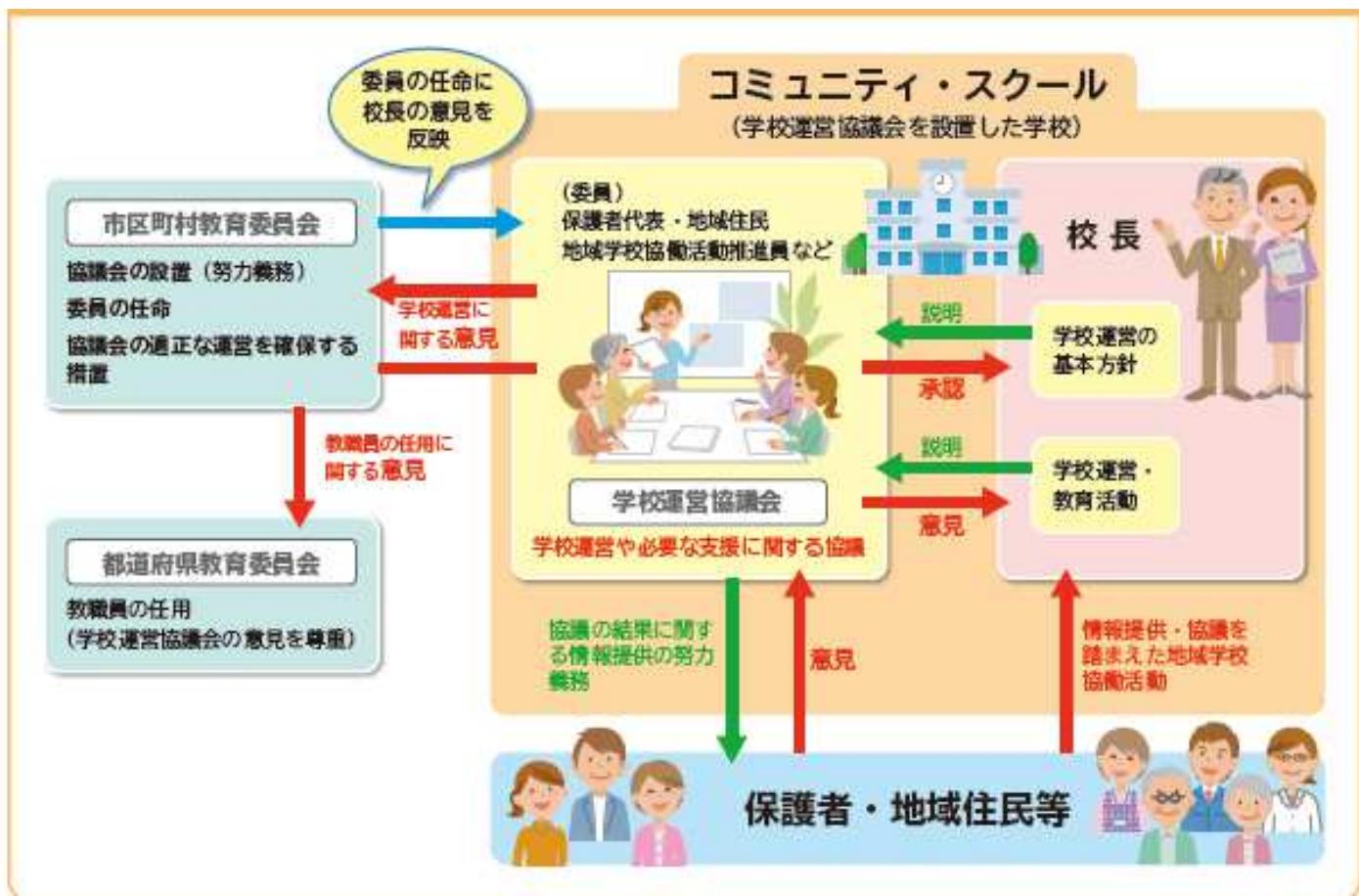


報告資料 2

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入について

1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、保護者や地域住民等が参画する学校運営協議会を設置し、地域と連携・協働しながら学校運営に取り組む学校です。学校運営協議会は、地域と学校が目標や課題を共有し、「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みです。
- ・昭島市では、令和5年度に武蔵野小学校、つつじが丘小学校、瑞雲中学校でコミュニティ・スクールの導入を行い、「地域とともにある学校づくり」を進め、地域に開かれた学校運営と学校内外での豊かな体験活動の充実を図ってまいります。



2 学校運営協議会の主な役割（地教行法第47条の5）

- ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
- ③教職員の任用について、教育委員会規則で定める事項について教育委員会に意見を述べることができる。

3 コミュニティ・スクールの設置が求められる背景

- ・平成 29 年の地教行法改正により、コミュニティ・スクールの設置は教育委員会の努力義務となり、導入数は飛躍的に増加した。
- ・東京都においては、令和 4 年 5 月時点で 38.1% が導入し、一部の学校に導入している自治体は、令和 4 年度は 34 地区（13 区 18 市 1 町 2 村）となり、市部では 69% の自治体が一部導入している。
- ・令和 4 年 2 月に「教育進化のための改革ビジョン」が公表され、地域や企業の力を巻き込んだ学校運営や「リアルな体験」機会の充実を図るため、全ての学校でコミュニティ・スクールの導入を加速し、令和 4 年度から 6 年度までを重点期間として集中的に取り組むことが示された。
- ・同年 3 月に文部科学省がコミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議の最終まとめを公表し、教育委員会が主体的・計画的に全ての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、導入後も学校運営協議会を効果的に運営することを示した。

こうした国や各自治体の動きを踏まえ、本市においてもコミュニティ・スクールの望ましい運営の仕方を研究し、既存の学校評議員の仕組みから学校運営協議会への段階的な移行を進めていく。

4 期待される効果

- ・校長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べる立場から、一定の権限をもち学校運営に参画する立場になることで、学校・家庭・地域で共通の目標やビジョンを目指した取組が可能となり、学校運営の改善・充実が期待できる。
- ・「校長が作成する学校運営の基本方針の承認」を通じて、保護者や地域住民等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能になる。
- ・多様な人材が学校運営に関わることを通して、様々な教育課題への対応が可能になり、持続可能な地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりが推進できる。

5 コミュニティ・スクールの設置日等

- コミュニティ・スクールの設置日は令和 5 年 6 月 1 日、学校運営協議会委員の任期は令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日までの 1 年間とする。